

沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）」に関する基本的な事項を定めるとともに、これを推進することにより、福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資することを目的とする。

(推進組織の設置)

第2条 前条の目的を達成するための推進組織は沖縄県とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1) 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等

(2) 第三者評価

事業者が行う社会福祉事業の福祉サービスの質について、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価

(3) 評価機関

県の認証を得て、この要綱に基づき福祉サービスの評価を行う公正・中立な第三者機関

(4) 評価業務

福祉サービスを提供する事業者に対して、評価機関が書面調査及び訪問調査等の手法により、事業運営やサービスの質を評価基準に基づき評価すること

(5) 評価調査者

県が定める資格基準を満たし、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し、評価業務を行う者

(業務)

第4条 県は第三者評価事業を推進するため次の業務を行う。

(1) 評価機関の認証・取消に関する事

(2) 評価基準及び第三者評価の手法に関する事

(3) 評価結果の取扱いに関する事

(4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関する事

(5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関する事

(6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事

(7) その他第三者評価事業の推進に関する事

(第三者評価事業推進委員会)

第5条 県は、第三者評価の公正・中立性及び専門性を確保し、第三者評価事業の具体的な実施内容を検討するため、「沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進委員会」を運営し、その構成員から第4条各号に規定する業務に関し意見等を聴取し同事業の推進に資するものとする。

2 推進委員会に関する事項については、別に定める。

(評価機関の認証)

第6条 県は、評価機関の認証に関する要件（以下「認証要件」）を策定する。

2 県は、評価機関として認証を受けようとする法人の代表者からの申請を受け、認証要件に基づく審査を行い、要件を満たす場合には認証を行う。

(評価基準及び評価の手法)

第7条 県は、評価機関が適切に評価業務を行えるよう、また、第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するため、評価の基準及び方法を定める。

(評価結果の取扱い)

第8条 県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を作成するとともに、これに基づき評価結果を公表し、利用者の適切なサービス選択を実現するよう努めるものとする。

(評価調査者養成研修等)

第9条 県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者（評価調査者の候補者を含む。）の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を実施する。

2 前項の研修の講師は、原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発)

第10条 県は、第三者評価事業に関する事項及び認証した評価機関に関する事項について情報公開を行うものとする。

2 県は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進を図るため、普及・啓発に努めるものとする。

3 県は、認証した評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

(第三者評価事業に関する苦情等への対応)

第11条 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応する体制を整備するものとする。

(庶務)

第12条 第三者評価事業の実施に係る庶務は、福祉政策課が処理する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関して必要な事項については、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。